

いわき市新型コロナウイルス感染症対策対応方針

令和2年4月9日

令和2年4月23日一部改正

令和2年5月1日一部改正

いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日決定、4月7日、4月11日、4月17日及び5月4日改正）」及び福島県が定めた「福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針（3月31日決定、4月17日及び4月20日改正）」を受け、今後講じるべき対策について、次のとおりいわき市の対応方針を定める。

1 現在の状況

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあることから、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都ほか6府県を指定した。

また、令和2年4月11日には、第24条第9項に基づき、特定都道府県（緊急事態の対象区域に属する都道府県）以外の都道府県に対して、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く促した。

さらに、政府新型コロナウイルス感染症対策本部長は、これまでの施策をさらに加速させ、接触機会の低減に取り組むことで、事態を収束に向かわせるため、令和2年4月16日から令和2年5月6日までを期限（5月31日まで期限を延長）として福島県を含む全都道府県に緊急事態措置の対象地域を拡大した。

本市でも感染者が増加傾向にあり、いつ爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあることから、市内の感染拡大を抑えて事態を収束に向かわせるため、市民及び市内事業者等に理解と協力を求め、外出自粛の要請、施設の利用制限の要請など、県の緊急事態措置に対応しながら、感染拡大を抑えるための対策を講じることが重要である。

2 全般的な方針

- (1) 情報提供・共有及びまん延防止策により、市内においてクラスター（患者間の関連が認められた空間）等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。

- (2) サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- (3) 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

3 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

ア 市は、市民に対して、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

① 国内外、県内及び市内発生状況や、市の対策に関する情報提供、手洗い・咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校等の欠席、外出自粛や感染リスクを下げるための受診行動等、市民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ。（保健福祉部 関係部局）

② 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。（市民協働部 保健福祉部）

イ 市は、国・県との情報連携により、SNS等の媒体も積極的に活用し、様々な手段により市民に対して迅速かつ積極的に情報提供・注意喚起を行う。（総合政策部 保健福祉部 関係部局）

ウ 市は、国が今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断したことを踏まえ、国に準じた対応に努める。（総務部 関係部局）

(2) サーベイランス・情報収集

ア 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合、積極的に検査を実施する。（保健福祉部）

イ 市は、衛生研究所及び民間の検査機関に委託するほか、保健所においてPCR検査を実施し、検査体制の強化を図る。（保健福祉部）

ウ 市は、県と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、学校

等での集団発生の把握の強化を図る。（保健福祉部 こどもみらい部 教育委員会）

エ 市は、市内の発生状況を迅速に把握し、市内及び県内の発生状況、国から提供される国内の発生状況を迅速に情報提供し、国・県と連携し必要な対策を実施する。（保健福祉部）

オ 市は、発生した市内患者について、クラスター発生の可能性が高い場合には、国のクラスター班と連携し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（保健福祉部）

(3) まん延防止

ア 市は、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」という3つの条件が重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的大規模な催物等の開催については、適切な感染対策などリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられた場合は、期間を示した上で外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。（保健福祉部 関係部局）

イ 市は、まん延の防止に関する措置として、接触機会の低減を目指し、期間、区域を示した上で実施される、法第45条第1項に基づく、県の「外出の自粛等についての協力の要請（緊急事態措置）」について、市民に呼びかけるとともに、冷静な対応を求めることとする。（総合政策部 保健福祉部 関係部局）

ウ 市は、法第45条第2項に基づく、県の「感染の拡大につながる恐れのある施設の使用の制限の要請等（緊急事態措置）」について、市民等に呼びかけるとともに、冷静な対応を求めることとする。（総合政策部 保健福祉部 関係部局）

エ 市は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、市内の感染状況を踏まえて、クラスター対策及び接触機会の低減を図る。（保健福祉部）

オ 市は、厚生労働省や専門家と連携しながら、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。（保健福祉部）

カ 市は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう市民に呼びかける。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の趣旨に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、市民に協力を呼びかける。また、域内の施設等の人

が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。（総合政策部 保健福祉部 関係部局）

キ 市は、クラスター対策を強化する観点から、国・県と連携し、保健所の体制強化に取り組むとともに、他市町村との迅速な情報共有に努める。（保健福祉部）

ク 市は、国・県と協力し、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう求めるとともに、必要な措置を講ずる。（保健福祉部 医療センター）

ケ 市は、住民、事業所、学校、福祉施設、公共交通機関等に対し、職場においては、マスク着用、手洗いや咳エチケット、「密閉」「密集」「密接」という「3つの密」を避けるための部屋の換気等の感染防止のための行動、発熱等の症状が見られる方の出勤自粛、テレビ会議等の利用による移動を減らすこと等の感染拡大防止のための対策について呼びかける。

さらに、職場への出勤は、外出自粛等の要請（緊急事態措置）から除かれるものであるが、在宅勤務や有休休暇の取得促進、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤など、人との交わりを低減する取組みについて呼びかける。

また、当面の間、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を自粛するよう呼びかける。（保健福祉部 関係部局）

コ 市は、市内における感染拡大傾向を受けて、BCP（事業継続計画（以下「BCP」という。））に基づく「非常時優先業務体制」を発動し、感染症対策業務体制の充実に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等、職場等における感染の拡大を防止するための対策に取り組む。（総務部 関係部局）

サ 市は、国・県とともに、業界団体等を経由し、または住民、事業者等に対して次の呼びかけを行う。

- ① 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を呼びかける。（関係部局）
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を基に、学校保健安全法に基づく臨時休業等を適切に行うとともに、私立学校等の設置者に対しても同様の措置を呼びかける。（総合政策部 こどもみらい部 教育委員会）
- ③ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に感染対策を強化するよう呼びかける。（保健福祉部 医療センター）
- ④ 市は、国が示した「保育所や放課後児童クラブ等の縮小や臨時休園等について」の考え方にに基づき、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施

すること等について呼びかける。また、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等の確保について配慮するよう呼びかける。（こどもみらい部）

- ⑤ 市は、飲食店等においては、所要の感染防止策を講じることや、利用者に対し、換気、人と人との間隔を適切にとることなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止の取組みを呼びかける。（保健福祉部 関係部局）

シ 市は、県、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底を呼びかける。（都市建設部 関係部局）

ス 市は、国・県が水際対策を実施すると判断した場合に、港湾における水際対策の開始について、国・県と情報共有を図る。（産業振興部）

(4) 医療

ア 市は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。（保健福祉部）

イ 市は、患者が増加し、医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、県が行う次の対応に切り替えていくことを想定し、県、医療機関、医師会等関係機関とも連携しながら必要な協力を努める。

- ① 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。（保健福祉部）

- ② 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、感染の更なるまん延防止に十分注意しながら、家族内感染のリスクを下げるための取組みに協力する。（保健福祉部）

- ③ 市は、県の、軽症者を療養するためのホテルなど一時的な宿泊施設を確保し、療養に対応した環境整備の取組みに協力する。（保健福祉部 関係部局）

- ④ 感染が疑われる患者の受診の増加に対し、帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制強化、発熱外来の設置など、帰国者・接触者外来の機

能拡充を図る。(保健福祉部)

- ⑤ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。(保健福祉部)

ウ 市は、オーバーシュート(爆発的な感染拡大)や今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように医療体制の確保に努める。

- ① 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の内、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など、県が行う地域の医療機関の役割分担に協力する。(保健福祉部)
- ② 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。(保健福祉部)
- ③ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。(保健福祉部)
- ④ 医療機関は、業務継続計画(BCP)も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。(医療センター 保健福祉部)
- ⑤ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。(保健福祉部)
- ⑥ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。(保健福祉部)

エ 市は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、国、県、関係団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。(保健福祉部 医療センター)

- ・従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」を徹底して避けること。
- ・症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること。
- ・手洗い、手指消毒を徹底すること。
- ・パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること。
- ・食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離をたもつこと。
- ・日々の体調を把握して、少しでも調子が悪ければ、自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- ・面会者からの感染を防ぐため、医療機関における面会は緊急の場合を除

き、一時中止すべきこと。高齢者施設等の面会は緊急やむを得ない場合を除き、できる限り制限すること。

- ・さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すること。
- ・入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

オ 市は、市が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け健診、予防接種など）については、適切な感染対策の下で実施する。（保健福祉部 こどもみらい部）

カ 市は、外出の自粛等で動かないこと（生活不活発）による健康への影響が危惧されることから、家の中や人混みを避けた屋外において体を動かすなど、心身の健康が悪化しないよう呼びかける。（保健福祉部）

キ 市は、県と連携し、国等が提供する新型コロナウイルス感染症の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健福祉部）

ク 市は、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援ニーズを把握するよう努めるとともに、要援護者本人から、市や医療機関、福祉サービス事業所等に相談連絡を受けることで生活支援につなげていく。（保健福祉部）

ケ 市は、支援を必要とする要援護者への日常生活に係る支援について、福祉サービス事業所等の支援を中心とし、必要に応じ民間事業者へ協力要請を行う等により実施する。（保健福祉部）

コ 市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民協働部）

(5) 経済・産業・雇用対策

ア 市は、国・県の政策に連動しながら、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済・雇用対策等を実施する。（農林水産部 産業振興部 関係部局）

イ 市は、食料の安定供給に重要な役割を担っている農業者等の生産者に対し、事業継続に向けた対応を周知する。（農林水産部）

ウ 市は、国・県とともに、市民生活の安定及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談

窓口・情報収集窓口の充実を図る。(市民協働部 産業振興部 関係部局)

(6) その他

ア 人権等への配慮

- ① 市は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。(市民協働部 関係部局)
- ② 市は、各種対策を実施する場合においては、市民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、子どもや女性、障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。(市民協働部 保健福祉部 関係部局)
- ③ 市は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国県と協力して啓発等の必要な取組を実施する。(市民協働部 関係部局)

イ 市は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組む。(保健福祉部 こどもみらい部)

ウ 物資・資材の供給

市は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国・県、企業と連携して確保を図るとともに、必要な配布を行う。(保健福祉部 関係部局)

エ 関係機関との連携の推進

市は、関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。(関係部局)

オ 社会機能の維持

市は、国や県、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。(総合政策部 保健福祉部 関係部局)

カ 市は、新型コロナウイルス感染症に関する支援制度等について、取りまとめ、市民への周知を図る。(総合政策部 保健福祉部 関係部局)

キ その他

市は、市内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ、必要に応じて基本方針の変更を行う。(全部局)